

両立支援行動計画

【第3期】

弁護士法人古家野法律事務所

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、それぞれの能力や持ち味を發揮して、効率よく、協働して仕事に取り組むことのできる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年3月16日～平成31年3月15日までの 2年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減し、メリハリのある働き方を推進するために、業務効率の向上またはワークライフバランスの推進に資する勉強会または座談会を企画・実施する

<対策>

- 平成29年 3月～ 現状とニーズの把握
- 平成29年 6月～ 勉強会または座談会の企画・実施（4回以上）

目標2：計画期間内の事務職員の年次有給休暇の取得率（取得日／年間付与日数）を一人当たり50%以上とする

<対策>

- 平成29年 3月～ 年次有給休暇の取得推奨日を設定する

目標3：リフレッシュ休暇制度（有給）を導入する

<対策>

- 平成29年 3月～ ニーズの把握
- 平成29年 7月～ リフレッシュ休暇制度（有給）を導入する

目標4：子の看護休暇、介護休暇を有給化し、子の看護休暇の看護対象を拡大する

<対策>

- 平成29年 7月～ 現在の子の看護休暇、介護休暇を有給化する
- 平成29年 9月～ ニーズを把握したうえで、子の看護休暇の看護対象を拡大する

目標5：計画期間内に、一定要件下で、短時間勤務制度を就学前の子を養育する職員に、時差出勤制度を小学校6年生までの子を持つ職員に、所定外労働を制限する制度を中学3年生までの子を持つ職員に拡大する

<対策>

- 平成29年 9月～ 短時間勤務制度を3歳以上就学前の子を養育する職員に、所定外労働を制限する制度を中学3年生までの子を持つ職員に拡大
- 平成30年 9月～ 時差出勤制度を小学校6年生までの子を持つ職員に拡大